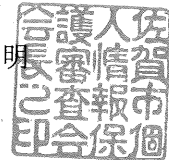


答 申 第 5 2 号
平成24年11月1日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号
に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成24年10月24日付佐市市生第1327号により諮問がありました監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点について要望します。

- 1 個人情報の外部提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。